

アビトゥア試験における教科「スポーツ」(I)

——アビトゥア試験の一般的実施方法と評価システム——

竹田清彦・岩田靖

Zum Fach Sport in der Abiturprüfung

——Das allgemeine Prüfungsverfahren
und Auswertungssystem der Abiturprüfung——

Kiyohiko TAKEDA, Yasushi IWATA

In der Bundesrepublik Deutschland in der siebziger Jahren wurde die Neugestaltung der gymnasialen Oberstufe gemäß der sogenannten "Bonner Vereinbarung" der KMK vom 7. 7. 1972 ausgeführt. Dabei sind die Schwerpunkte auf der Auslösung des Klassenverbandes und der Aufnahme des Kurssystems, dem Aufbau der individuellen Schulaufbahn durch Wahlentscheidung, wie der Betonung des Unterrichts der Wissenschaftspropädeutik und der gemeinsamen Grundbildung usw. gesetzt worden.

Durch diese Neugestaltung konnte das Fach Sport nicht nur als Grundkurs mit 2-3 Stunden pro Woche, sondern auch als Leistungsfach mit 6 Wochenstunden auf der Genehmigung der zuständigen Unterrichtsverwaltung hin angeboten werden. Das bedeutet, daß das Fach Sport für das 2. bzw. 4. Abiturprüfungsfach ausgewählt werden kann, um sich die "Allgemeine Hochschulreife" zu erwerben. Aber wir haben kaum genaue Informationen darüber, wie die Abiturprüfung durchgeführt wird, was die Schüler im Abiturprüfungsfach Sport geprüft werden.

In dieser Abhandlung sei ein Beitrag zur Diskussion des Details über das allgemeine Durchführungsverfahren und Auswertungssystem der Abiturprüfung geleistet.

Key words: KMK 協定, スポーツ科, アビトゥア試験

I. はじめに

1972年7月7日, 西ドイツの常設文部大臣会議 (Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland. 以下, KMK と略す) は, ①学級制度を解体し, コース制度に切り替える②自己の能力・適性に合った学習の重点を形成させ, 深く広く科学の初歩 (Wissenschaftspropädeutik) を学習させる③一般的基礎教育を重視する などを中心とするギムナジウム上級段階 (通算第11・12・13学年)

改革のための基本方針を協定・決議した (KMK¹⁾; 竹田, 1987, p. 24-26.). 通称「ボン協定」と呼ばれるこの協定に基づいて進められた改革は, ギムナジウムにおける抜本的なカリキュラム改革であり, それはまた必然的にギムナジウム修了資格試験であるアビトゥア試験の在り方にも影響を及ぼした。すなわち従来の, アビトゥア試験における成績のみによる資格判定方式から, 平常の授業における学業成績をも含めた総合判定方式への改正が同時になされた。この改革によっ

て教科「スポーツ」は、一般生徒のための基礎コースとしてのみならず、「学校監督庁の認可」を前提条件とするとはいえ、原則として週当りの授業時数が6時間の「重点(達成)教科」(Leistungsfach)としても組織することが可能となった(竹田, 1987, p. 27.)。これは、教科「スポーツ」をアビトゥア試験における第2試験科目として選択しうることを意味している。ややもすると軽視されがちであったギムナジウム上級段階におけるかつての教科「体育」は、この改革によって実質的にも他の諸教科とまったく平等の地位に立つ基礎を与えられることになった。

このことが、スポーツ活動にすぐれた資質・才能を持つ生徒、あるいはスポーツ領域の問題に強い関心を持つ生徒たちにとって大学進学を一層身近に意識させるのに役立っているであろうことは、かつて「スポーツ・ギムナジウム学校実験」が行なわれた際に、このような特徴を持つ生徒たちが「スポーツ学科」を大学進学への近道として応募してきた事実によっても十分に窺い知ることができる(Burs, s. 134; 竹田ら, 1986, p. 3)。

それでは教科「スポーツ」をアビトゥア試験科目として選択した場合、そこでは一体、何を、どのように試験されるのか。どのような成績を取ればこの試験科目で合格と判定されるのか。そもそもアビトゥア試験とはどのような手順によって遂行されるのか。これらに関する従来の情報は、極めて概略的あるいは断片的なものに留まっている。しかし、西ドイツにおける「体育科」から「スポーツ科」への改革の内容とその現実的意義は、少なくともギムナジウム上級段階に関する限り、アビトゥア試験との関係を抜きにして考えることはできない。

この小論は、教科「スポーツ」、とくに重点教科「スポーツ」とアビトゥア試験の関係を理解するための前段階作業として、まずアビトゥア試験の形式的な側面、とくに一般的な試験の実施方法や評価システムについて明らかにしようとするものである。

II. 「アビトゥア試験協定」への背景

1. 入学制限 (Numerus clausus)

アビトゥア試験は、西ドイツの公立ギムナジウムと、州法によってそれと同格と認められた私立ギムナジウムにおいて実施され、その合格者には、

西ドイツ内のいかなる大学のいかなる専門分野への入学も認められる「一般的大学入学資格」(Allgemeine Hochschulreife) が与えられる。したがって、アビトゥア試験によって獲得した「一般的大学入学資格」は、州間で相互認知されることがその前提条件であるが、そのためには少なくとも全ての州のアビトゥア試験が、ほぼ同じとみなし得る条件のもとで実施されることが必要である。しかし現実には、州相互、あるいは学校相互の間にも試験基準や評価基準をめぐる多くの問題が存在していることは周知の事実であり、1975年の時点においても、それはラインラント教育大学のJ. ヒットパス教授をして「より多くのアビトゥア合格者を出したという評判を、恐らく質の犠牲をいとわぬほど真面目に考えている諸邦が存在している」と言わしめるような実状であった(天野, 1977, p. 51.)。このため各州は、国家契約に基づいて「加点・減点規定」(Die Bonusmala-Regelung) を適用するなどの手段を講ずることによってこの事態に対処してきた。ここで「加点・減点規定」の詳細に触れている余裕はないが、要するにこの規定は、その州のアビトゥア評定点の平均が西ドイツ全体の平均よりも良い州からの入学志願者には、その評定点にある一定の点数を加え、逆に平均より悪い州からの入学志願者の評定点からはある一定の点数を減ずることによって、全体としてのバランスを考慮するという措置である(評定点の数値は、小さいほど良い成績である。表I, 表II, 表III参照)。

このような事態は、1960年代後半に始まって1970年代に顕著になった大学側の収容力をはるかに上まわる進学希望者の爆発的增加によって引き起された。すなわち、入学資格を持ちながら希望する大学や専門分野への進学を拒絶される、いわゆる入学制限 (Numerus Clausus) の導入が現実の問題となり、その結果、生徒はその希望を実現するために、ひたすら少しでも高いアビトゥア評定点を獲得することに専念しなければならなくなったからである。例えば医学部進学希望者の場合、アビトゥア試験の成績のみで入学許可を獲得しようとするれば、平均評定点で少なくとも1.5以上の成績が必要である(山岸²⁾)。これを別の言葉で表現すれば、「100人の志願者中実に99人は、入学チャンスがないということになる」(天野, 1977, p. 49.)。このように「一般的大学入学資格」の現

実的有效性は、1975年前後から著しく制限されてしまっている。

当時の西ドイツの週刊誌「シュピーゲル」(1976年6月14日号)によれば、同一年齢層に対する大学および専門大学(註1)の入学資格獲得者の割合は、1960年=5.5%、1965年=7.0%、1970年=9.9%、1975年=19.9%と増加してきており、1985年のそれは27%以上に達するであろうと予測されていた(実際に1980年代初めのそれは、予測値とほぼ同じ約25%であった(山岸³⁾)。

西ドイツにおける大学大衆化現象は、入学志願者数が全国の同じ分野の定員(学習の場)の総数を著しく上まわる「絶対的入学制限」(absoluter Numerus clausus)の専門分野を数多く出現させた。例えば1975/76学年度の医学専攻の場合、定員4572人に対し入学を拒絶された志願者は21,729人へのぼっている。

「スポーツ」も厳しい入学制限措置が取られている専門分野の1つである。大学入学者選抜調整中央機関(Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätze=ZVS)の1975/76学年度冬学期の統計資料によれば、「スポーツ科学」専攻の場合、全国の大学の定員合計212人に対し、入学を拒絶された志願者の数は268人、また教員養成課程の教科「スポーツ」専攻の場合、初等および中等教育段階の合計定員2,969人に対し1,629人が入学を拒絶されている(天野, 1977, p. 50.)。既に10年前にこの状況であり、その後定員数に若干の改善があったとしても、大学進学希望者が増加し続けている現在、事態はさらに深刻の度を増しているであろうことは想像に難くない。

2. 大学入学者選抜調整に関する国家契約

入学制限を余儀なくされる専門分野が数多く現れるにつれて、大学の質の維持を主張する立場と憲法(基本法)が保障する基本権としての学習の自由や職業選択の自由の侵害と受け止める立場の争いは激化し、やがてそれは連邦憲法裁判所の訴訟にまで持ち込まれるまでになった。入学制限に関する訴訟件数がいかに多いかを理解するには、例えばボン大学教務部長ナゲール氏の「よその大学は知らないが、ボン大学でいまかかえている訴訟は医学部だけでも八百件、歯学部、薬学部を合わせると千五百件近い」(山岸³⁾)という言葉だけで十分であろう。

1972年7月18日、連邦憲法裁判所は入学制限問

題について「大学入学資格を有する志願者の選抜と調整が適切な基準に基づいて行なわれる場合にのみ、入学制限を容認することができる。この際に選抜の基準とされるべき決定的な要因は、適性(Eignung)であるが、適性がアビトゥア試験における成績証明の点数によってのみ判定されることには疑問がある」という趣旨の判決を行なった(Rotter, s. 12-13.; 天野, 1977, p. 48.)。

連邦および各州政府首相によって構成される首相会議(Ministerpräsidentenkonferenz)は、この判決を受けて、学習の場を入学志願者に適切に割り振るための何らかの基準を早急に設定することを決め、その原案作成をKMKに委託した。KMKはこれを受けて審議を重ねた結果、1972年10月6日の第155回総会で全20条からなる最終草案と6項目からなる附則を決議して首相会議に送付し、これは1972年10月20日にシュトゥットガルトで開催された首相会議で「大学入学者選抜調整に関する国家契約(Der Staatsvertrag über die Vergabe von Studienplätze.以下「国家契約」と略す)として承認され、締結された。すなわちこの「国家契約」は急増する大学入学志願者に対応する学習の場(定員)の絶対数の不足から生ずる問題を解決するために、「(西)ベルリンを含む西ドイツ内の全ての国立大学の、全ての専門分野の学習の場」をできるだけ公平に彼らに配分することを目的とした連邦と全ての州による契約である。

「国家契約」の主な内容は、① 入学志願者に学習の場を割り当て、大学にその決定の受諾義務を負わず法的権限を持った「大学入学者選抜調整中央機関」を設置する。② 入学希望者の振分けは、主として希望する学習分野に対する入学志願者の成績順位(Qualifikation)と大学入学資格獲得以来経過した待機期間(Wartzeit)とによって行なう。前者のカテゴリーによる選抜は配分可能な学習の場の60%、後者のそれは40%とする。③ 学習の場の15%までは社会的観点から勉学上不利な条件下にある者のために、また8%までは外国人のためにそれぞれ留保する。④ 成績順位が同じ場合は、兵役や自発的社会奉仕を済ませた者、あるいは少なくとも2年間以上、発展途上で奉仕した者を優先する などである(Rotter, s. 35-43.; 天野, 1978, p. 314-315.)。

したがって、成績のみで入学許可を得ようとする者のためには、最も厳しい場合、総定員数から

留保分の23%相当数を控除した残りの60%，すなわち、全体の46%強の枠しかないことになる。

なお、スポーツにおける高い競技力を持ち、毎日長時間のトレーニングに従事したために勉強の時間に不足を生じ、一般的選抜基準によっては低い資格順位しか得られないギムナジウム上級段階の生徒は、「単に個人的な選択による行為の結果ではなく、社会の要請に応えるための行為の結果と理解される」場合もあるから、個別的に慎重な審査を行ない、該当者には「社会的観点から勉学上不利な条件下にある者」として15パーセントの特別留保枠での入学許可が与えられるべきだとする要請や主張が、ドイツスポーツ連盟会長を中心に展開されたが、結局この要請は認められなかった（Wolf, s. 199-207.）。これについては、いずれ稿を改めて触れてみたい。

Ⅲ. 「アビトゥア試験協定」と試験の実施要領

試験基準や評価の平等性・客観性をめぐるアビトゥア試験の問題点は、従来から再三指摘されていたが、KMKはこれらの問題を克服するための第1歩として、1973年12月13日に「ボン協定」に基づいて「中等段階IIにおける新制ギムナジウム上級段階のアビトゥア試験に関する協定」（以下「アビトゥア試験協定」と略す）（KMK²¹）を決議した（註2）。この「アビトゥア試験協定」はまた、首相会議が1973年10月12日付でKMKに審議附託した事項、すなわち「『大学入学選抜調整に関する国家契約』第11条第8項の1に則してギムナジウム卒業証明書の評価に関する統一基準を開発・完成させるための討議の活発な促進」について審議した結果の、首相会議へのKMK回答でもあった。

KMKは、次いで1975年2月6日には「各教科において生徒に期待される知識(Kenntnisse)、能力(Fähigkeiten)、熟練(Fertigkeiten)とはどのようなものかを記述することによって、また……評価基準、筆記試験と口述試験における試験課題の様式や数……を明確に示すことによって、将来的には新制ギムナジウム上級段階におけるでき得る限りの統一性の達成を保障」することを意図した「新制ギムナジウム上級段階のアビトゥア試験における統一試験基準の適用に関する協定」（1975年3月1日発効。以下「適用協定」と略す）を締結し、KMKが提示した各教科の試験基準や評価方

法の原案を各州の学校で試行することによってその妥当性の有無の検討や修正案の提出を求めると共に、その結果に基づいて「確定された規定は、1976/77学年度から実施」することを、その第2条に明記した（KMK²³）。さらに1975年5月23日には、統一試験基準の内容についての注釈や、試行においてとくに検討を求める点を示した「アビトゥア試験における統一試験基準の適用に関する協定についての解説・指示」（以下「解説・指示」と略す）を決議し（KMK²⁴）、アビトゥア試験基準統一化のためのKMKの見解を一層鮮明にした。

なお、教科「スポーツ」の統一試験基準案（いわゆる「Normenbuch」）は、1975年11月7日付けでKMK決議され、これはその後、1983年7月11日に改訂されているが、これらについての詳細は本稿の続編で扱うこととし、ここでは全10条から成る「アビトゥア試験協定」を中心に、アビトゥア試験一般に関する主要な事項についてのみ記述することにする。

1. 試験委員会と専門委員会の構成

アビトゥア試験のために、試験全体の遂行責任を負う試験委員会と、各教科の試験に関する事項を処理する教科別の専門委員会の2種類の委員会が設置される。試験委員会はアビトゥア試験実施を委託された学校の校長あるいは学校代表を含む少なくとも3人以上の委員で構成されるが、委員長の任命権限は学校監督庁（各州政府の文部省）が持っている。委員長の資格条件は、教職に関する2つの国家試験に合格し、かつギムナジウム上級段階における教員資格を所有していることであり、原則として学校監督官（視学）あるいはアビトゥア試験実施を委託された学校の校長が委員長に任命される。

一方、専門委員会は原則として3人の委員によって構成され、その委員長は、学校監督庁・試験委員会の委員長・試験実施校の校長のいずれかによって任命される。委員長の資格条件は当該教科の教員資格を所有しているか、現在その教科の授業を担当している者である。

両委員会とも議決は多数決によって行なわれるが、試験委員会の議決の際には委員の2/3の出席を必要とし、可否同数の場合は委員長に決定権が与えられる。また専門委員会の議決の際には全員出席が条件であり、投票権の放棄は認められない。なお試験委員会の委員長には大きな権限が与えら

れており、試験委員会や専門委員会が自分の判断と異なった判定を下した場合には、州法が規定する範囲内で学校監督庁に控訴することができる。また彼には試験遂行の全ての過程に関与する権限と、自ら試験問題を作成する権利とが認められている。換言すれば、試験委員会の委員長は、自分自身を専門委員会の委員長に任命することができるということである（「アビトゥア試験協定」第3条）。

2. アビトゥア試験と試験科目

アビトゥア試験は、「アビトゥア試験協定」によって、「半年の間隔を置いて同一学年度に2回設定することができる」（第2条）が、大半の生徒は第13学年後期（冬学期、2月～7月）に行なわれるアビトゥア試験を受験する。この場合、ギムナジウムの校長は、第13学年後期の初めにそれぞれの生徒のそれまでの成績に基づいてアビトゥア試験受験の可否を判定し、その結果を生徒に通知する。受験許可が得られなかった生徒は、第12学年後期から再度やり直しをしなければならない。この場合、既に履修したコースの成績は全て無効となり、新たに履修したコースの成績が、以後の資格判定の際の対象資料とされる（長島、p. 320.）。

アビトゥア試験では、一般的には筆記試験と口述試験が行なわれるが、筆記試験は第13学年後期の初め（3～4月頃）に、口述試験はその学期末（6～7月頃）に実施される。

アビトゥア試験における試験科目は4つであるが、「ボン協定」によって、その科目選択にはいくつかの条件が設定されている。すなわち、①4科目の中には、必ず「国語」・「数学」・「外国語」のいずれかが含まれていること。②「言語・文学・芸術」、「社会科学」、「数学・自然科学・技術」の3つの課題領域のそれぞれから、必ず1科目は選択されること。③第1試験科目は「中等段階Ⅰから継続履修している外国語」か「数学」か「自然科学教科」のうちの1つで、しかも中等段階Ⅱにおいて重点教科として選択した教科であること。④第2試験科目は、中等段階Ⅱで選択したもう1つの重点教科であること。⑤第3試験科目は第12・13学年で4つの基礎コース（週当たりの授業時数は原則として3時間）を履修した教科の中の1つであること。ただし、教科「スポーツ」を第3試験科目とすることはできない（註3）。第3試験科目までの3つの試験科目では筆記試験が、場

合によっては同時に口述試験も行なわれる。（註4）。⑥第4試験科目は、やはり第12・13学年で4つの基礎コースを履修した教科のうちの1つから選択すること。第4試験科目では、一般的には口述試験のみが行なわれる。なお、第3試験科目までの3科目が3つの課題領域のそれぞれから選択されている場合は、「スポーツ」を第4試験科目として選択することができ、この場合は、実技試験と口述試験が行なわれる（KMK¹⁾；NRW¹⁾²⁾；竹田、1987、p. 26-27.）。ただし基礎コース「スポーツ」は、一般の生徒のためには第13学年前期で終了するため、「スポーツ」を第4試験科目として選択する生徒は、第13学年後期も継続して選択履修しなければならない。

「ボン協定」に基づいて改革された新しいギムナジウム上級段階では、コース・システムを採用することにより、共通基礎教育を重視しながらも、生徒に学習内容選択の自由を大幅に認め、それによって生徒には興味・関心のある方向で自己の能力や適性を最大限に生かすことができるように学習経路を構成する道が開かれた。しかし現実には、上述の試験科目条件や前述の進学状況から容易に理解できるように、将来、大学進学を希望する生徒にとっては、アビトゥア試験における受験科目として何を選ぶのが有利であるかを履修計画作成の基本原則とすることが、極めて重要な進学戦略となっている（NRW¹⁾²⁾；竹田、1987、p. 26.）。

3. 試験問題の作成

アビトゥア試験は、試験問題の作成方式によって統一アビトゥア試験（Zentralabitur）と非統一アビトゥア試験（dezentrale Abitur）の2つに分類することができる。統一アビトゥア試験では、試験問題は州の学校監督庁（文部省）で作成され、州内のすべての学校が、同一日に同一試験問題でアビトゥア試験を実施する。ザールラント、バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルクの3州では、この方式が採用されている。統一アビトゥア試験の長所は、言うまでもなく試験基準や内容の統一性の確保と問題作成に関する教師の負担軽減にあるが、反面、試験問題が一般的性格のものになり易く、また各学校の授業内容や使用教材が画一化されがちという短所を持っている。

一方、非統一アビトゥア試験方式では、筆記試験のため試験問題は学校監督庁が中心となって作成されるが、学校側が学校監督庁に試験問題を提

言することもできる（「アビトゥア試験協定」第5条）。この場合は実際に試験で生徒に課される問題の数よりも多数の問題原案が、各問題ごとに評価基準の説明と生徒に期待される学力の記述ないし望ましい解答の観点（Erwartungshorizont）を添付して、提出されなければならない。このように非統一アビトゥア試験方式は教師に出題・採点の負担を強いるが、西ベルリン文部省のH・ホフマン局長は多くの州がこの方式に固執する理由として、①問題が授業に即したものとなる ②個々の教師の責任が重んじられる ③柔軟性に富む ④問題が具体的で、一步踏みこんだものになるなどを挙げている（天野，1986，p. 308.）。

いうまでもなく非統一アビトゥア試験方式の場合に問題となるのは、試験課題の出題範囲、課題内容の難易度、および評価基準などの平等性や客観性であるが、筆記試験、口述試験の別を問わず、学校が学校監督庁に提案するアビトゥア試験問題を作成する際に考慮すべきであるとする原則が、この一連の協定の中でKMKによって提示された。勿論、西ドイツは文化連邦主義をとっており、文化高権（Kulturhoheit）を持つ各州政府がこれに従わねばならない義務は、基本的にはない。しかしKMK協定は、通常は各州政府によって尊重される。

KMKは「解説・指示」の中で、「全ての教科の学習目標の地平（Lernzielebenen）は、発展段階的に大まかに『知識』（Wissen）、『応用』（Anwenden）、『判断』（Urteilen）の3つに区分して捉えることができる」とし、これらは「それぞれの教科がアビトゥア試験において生徒にどのような領域から、どのような内容の課題を要求すべきか、また試験課題に対する生徒の達成をどのような配点比率によって評価すべきかなどの方針を立てる際に効果的な貢献をする」（KMK⁴⁾）と考えられるから、全ての教科はこの3つをそれぞれの教科に即した形で取入れ、それをアビトゥア試験における試験問題作成の原則ないし基準とすべきであるという趣旨の見解を示した。この立場に基づいてKMKによって作成・提示されたものが、前述の各州が学校における試行によってその妥当性の実際的な検討を行なうよう求められた各教科の統一アビトゥア試験基準案である。

教科「スポーツ」の統一アビトゥア試験基準案においては、これらは「スポーツ理論の評価に関

する提言」の中で次の表のように示されている（KMK⁵⁾）。

行動の特徴ないし行動の領域	適切性	内容の充実性
1. 記憶と再生： 学習したものを既知の関係の中で応用する		
2. 再組織と統合的思考： 学習したものを未知の関係の中で応用する		
3. 拡散的思考と創造性： 独力で思考し、判断する； 新たなことを発見し、創造する		

(1)の「記憶と再生」(Erinnern und Reproduktion)は、生徒が学習の結果獲得した知識や技術をそのまま再現することを内容としているから、これはほぼ「知識」に対応するものである。(2)の「再組織と統合的思考」(Reorganisation und Konvergierendes Denken)は単なる再生ではなく、既習の知識・技術の中から課題に適切なものを選択したり、並べ変えたりしながら「未知の関係の中で応用する」ことが主たる内容であるから、「知識」の一部が含まれるが、ほぼ「応用」に対応するものであろう。また(3)の「拡散的思考と創造性」

(Divergierendes Denken und Kreativität)は生徒の主體的な思考・判断を要求する項目であるから、主として「判断」に対応させたものであろう。そしてこれら3つの「行動の特徴」のそれぞれは、「適切さ」と「内容の充実性」という観点から評価すべきであるというのが提言の構想である。

試行後にどのような検討経過があったのかは判然としないが、今後の各州の文部省は、いずれもこの3つを試験問題作成の際の基準とするよう各学校に要求しているようである。例えば(西)ベルリンでは、社会科学系教科の場合、「知識」・「応用」・「判断」の3つの基準は、「再現」・「再組織」・「転移」・「問題の解決」という4つの学習目標領域に分割・再編され、それぞれの学習目標領域から試験課題を作成するよう求められている。なお、4つの学習目標領域を相互にどのように重みづけをして試験問題を作成するかは、求める学力の性格に重要に関わってくるが、(西)ベルリンでは筆記試験問題を作成する際の3つの基準領域相互の

出題比率は、社会科学教科については、大体3：4：2、数学の場合は4：5：1程度が適当としている(佐藤, p. 323-325.)。したがって各学校は、これらの教科の場合、この比率を考慮しながら4つの学習目標領域の授業内容に基づいて試験問題の原案を作成することになる。

筆記試験の課題は、原則として第13学年前期に開設されたコースで取扱った問題領域から出される。なお、筆記試験に要する時間は、重点教科のコース(重点コース)の場合は240分以上300分以内、基礎コースの場合は180分以上240分以内を基準とするが、答案の作成に特に必要とみなされる場合は、申請に基づいて最高60分まで試験時間を延長する権限が学校監督庁に認められている。また当然のことながら、筆記・口述の別なく試験問題が事前に漏洩したり、ヒントが与えられた場合には、それに関わる試験部門は全て無効とされる。

4. 筆記試験の採点と評価

筆記試験の答案の採点・評価は、2人の審査者によってなされる。大抵は当該受験生の授業を担当した教師、あるいはその問題の出題者が第1審査者に任命され、かれによって通常1～2ページに及ぶ審査結果の所見(Gutachten)が書かれる。第2審査者は、答案点検の結果、第1審査者の判定・評価に不同意の場合は独自の判定・評価に基づく「対立所見」を書くことができ、また試験委員会の委員長または学校監督庁は、必要に応じて第3の専門教師を評価に立合わせることができる。なお答案における正しい国語の使用法に関する重大で頻繁な過失は、減点の対象となる。

このような過程を経て提出された資料をもとに、試験委員会の委員長あるいは学校監督庁は筆記試験結果の最終評価を行ない、その結果は、原則として口述試験開始前の学校監督庁が指定する日までに受験生に通知される。なお同一の受験生に1つの試験科目の中で筆記試験と口述試験がともに行なわれた場合(註4参照)には、その試験科目の最終成績は、両者の得点を2対1の比率によって統合評価して導き出される[表Ⅲ参照]。

5. 口述試験

口述試験は、原則として個別試験として行ない、やむを得ずグループ試験の形式を採用する場合には、グループの大きさを制限し、一人一人の受験生の学力が明確に識別できるような課題設定をするように求められている。出題のための条件は筆

記試験の場合と同じであり、いずれの試験科目においても試験課題は2つ出される。口述試験の課題は、試験開始の少なくとも20分前までに印刷物にして受験生に提示される。受験生には監督者の見守る中で、回答のための準備をする時間が与えられ、この際に試験に備えてメモを作成することも認められている。

個別試験の際の試験時間は原則として20分間で、前半の10分間は受験生に自由に発表させ、後半の10分間には試験委員と受験生の討論が行なわれる。口述試験の委員会は各教科ごとに構成されるが、(西)ベルリンの場合、そのメンバーは①教科主任(通常は議長となる)②授業でその受験生を直接指導した教師、③その教科の他の教師、④教師、生徒、試補の代表など計10人程度であり、質問を許されるのはそのうちの①から③までのメンバーのみである(天野, 1986, p. 310)。

口述試験では、受験生が提示された課題を独力で、あるいは助言を受けながら(この場合は減点対象となる)どの程度まで解決できたかが明確に分かるように、試験の経過が専門委員会の委員の1人によって記録され、それに試験官による審議結果が添付されて専門委員会に提出される。この記録資料をもとに受験生の個別の成績得点が導き出され、それぞれに通知される。

なお筆記試験の結果から、例えその後に行なわれる口述試験で優秀な成績が得られたとしても、大学入学資格の獲得がもはや不可能と試験委員会が判断した場合には、口述試験は行なわれず、アビトゥア試験は不成立とみなされて、その受験生にはもう1度だけ挑戦の機会が与えられる。ただし、たとえ試験結果が悪くても一旦成立とみなされた場合は、アビトゥア試験を受け直すことは認められない。またアビトゥア試験が再度不成立と判定された生徒は、退学しなければならない。

以上がアビトゥア試験実施のための実際的要領の骨子である。

IV. 一般的大学入学資格判定のための評価システム

一般的大学入学資格賦与の可否は、資格賦与段階(第12・13学年)における基礎コースおよび重点コースの成績とアビトゥア試験の成績を総合して判定される。満点は900点であり、そのうち300点を確保すれば一般的大学入学資格の有資格者と

判定されるが、その300点は、次のような成績判定のための基準条件を満たしたものでなければならない。

1. 「基礎コース領域」の成績

第12学年前期から第13学年後期までの連続する4つの学期の間に履修した20の基礎コースの成績得点が合計される。1コース当りの最高点は15点であり(表II参照)、したがって基礎コース領域の満点は、 15×20 コース=300点である。この領域で合格と判定されるための最低得点は100点であるが、ただしこの20コースのうち15コースにおいて、少なくともそれぞれ5点以上の成績が確保されていなければならない(教科「スポーツ」の基礎コースにおける評価方式については、<竹田, 1987, p. 30.>を参照)。

2. 「重点コース領域」の成績

①第12学年前期から第13学年前期までの、連続する3学期間に履修した6つの重点コースの成績得点が合計される。ただし、各コースとも成績は素点の3倍評価される。したがって、この場合の満点は 15×6 コース $\times 3 = 270$ 点である。②第13学

年後期における2つの重点コースの成績は素点のまま合計され、この場合の満点は、 15×2 コース=30点である。したがって重点コース領域全体としての満点も、 $270 + 30 = 300$ 点である。重点コース領域の最低合格点は上の場合と同様に100点であるが、全てのコースで成績得点が5点以上であることがその前提条件である。

3. 「アビトゥア領域」の成績

アビトゥア試験における成績(素点 $\times 4$)と、試験科目とした4つの教科の第13学年後期の成績(素点のまま)の合計点数によって判定される。したがって、この領域の最高点は、 15×4 科目 $+ 15 \times 4$ コース=300点である。この領域の合格最低点も100点で、第13学年後期の各コースにおいて5点以上の成績を必要とすることは、上の場合と同様である。例えば「アビトゥア領域」の場合、4つの試験科目の第12・13学年におけるコースの成績が全て合格基準ぎりぎりの5点であったとすると、3つの筆記試験科目と第4試験科目の口述試験の成績がいずれも5点以上であれば、その得点合計は[表IV]のようになり、この領域の最低

表I. KMK協定による総得点と平均評定点の対応表

総得点	平均評定点	総得点	平均評定点	総得点	平均評定点
900~823	1.0	660~643	2.0	480~463	3.0
822~805	1.1	642~625	2.1	462~445	3.1
804~787	1.2	624~607	2.2	444~427	3.2
786~769	1.3	606~589	2.3	426~409	3.3
768~751	1.4	588~571	2.4	408~391	3.4
750~733	1.5	570~553	2.5	390~373	3.5
732~715	1.6	552~535	2.6	372~355	3.6
714~697	1.7	534~517	2.7	354~337	3.7
696~679	1.8	516~499	2.8	336~319	3.8
678~661	1.9	498~481	2.9	318~301	3.9
				300	4.0

表II. 評定段階と点数の対応表

評定段階と記号	段階内の傾向に対応する点数		
	(上)	(中)	(下)
非常に良い → [1]	15	14	13
良い → [2]	12	11	10
満足できる → [3]	9	8	7
十分である → [4]	6	5	4
劣っている → [5]	3	2	1
非常に劣っている → [6]		0	

合格点100点に達することができる。しかし[表V]の場合のように、コースの成績は全て5点でも、アビトゥア試験において第2試験科目で重大なミス(3点しか得られなかった)とすると、第4試験科目の口述試験で7点以上を獲得しないかぎり、100点に達することはできない。

また筆記試験科目で思わしくない成績の科目があり、第4試験科目の成績次第では100点を確保するのに不安があるような場合には、その試験科目

表III. 筆記試験と口述試験の得点換算表 (「アビトゥア試験協定」)

評 定 点	評 定 点 得 点	筆 記 試 験																	
		6			5			4			3			2			1		
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
口 述 試 験	6	0	0	2	5	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	
	—	1	1	4	6	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	42	
	5	2	2	5	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	
	+	3	4	6	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	
	—	4	5	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	
	4	5	6	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	
	+	6	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	
	—	7	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	
	3	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	
	+	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	
	—	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	53	
	2	11	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	54	
+	12	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	53	56		
—	13	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	54	57		
1	14	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	53	56	58		
+	15	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	54	57	60		

* 筆記試験の成績の2/3倍と、口述試験の成績の1/3倍とを合計する
(両者の比率は2:1)。その場合、小数点以下の端数は切り捨てる。

計算式: $P = 4 \times (2s + m) \div 3$

(P = 当該試験科目の筆記試験と口述試験の確定合計点数。

s = 筆記試験の点数。m = 口述試験の点数。)

* 当該試験科目の最終成績結果を算出するには、この表から得られた点数に最終学期の当該コースにおける評価素点の点数を加える。

表IV. 得点例 I

試験科目	筆記試験 の点数	口述試験 の点数	素点×4	コース の点数	計
第1試験科目	5	—	20	5	25
第2試験科目	5	—	20	5	25
第3試験科目	5	—	20	5	25
第4試験科目	—	5	20	5	25
アビトゥア領 域の総得点					100

表V. 得点例 II

試験科目	筆記試験 の点数	口述試験 の点数	素点×4	コース の点数	計
第1試験科目	5	—	20	5	25
第2試験科目	3	—	12	5	17
第3試験科目	5	—	20	5	25
第4試験科目	—	7	28	5	33
アビトゥア領 域の総得点					100

の口述試験の受験申請をして成績の回復をめざすことができる。[表VI]は、そのような場合の得点例であり、その科目の最終成績は、筆記試験と口述試験の成績を2:1の割合で総合して出されることは、既に述べた通りである。試験委員長から

口述試験の受験を要求された場合の科目成績も、この計算式によって出される(表III. 参照)。しかしこの表はまた、100点まで成績を回復するためには、口述試験でかなりの高得点をあげない限り困難であることをも言外に示している。

表VI. 得点例III

試験科目	筆記試験 の点数	口述試験 の点数	素点×4	コース の点数	計
第1試験科目	5	—	20	5	25
第2試験科目	3	9	20*	5	25
第3試験科目	2	11	20**	5	25
第4試験科目	—	5	20	5	25
アビトゥア領域 の総得点					100

(*)、(**)は、筆記試験の得点が低く、試験委員長から口述試験の受験を要求されたか、あるいは成績回復のために受験生自ら口述試験を申請した試験科目の修正成績である。

(計算式は、表IIIを参照)。

(*) $4 \times (3 \times 2 + 9) \div 3 = 20$

(**) $4 \times (2 \times 2 + 11) \div 3 = 20$

このようにして出された3つの領域の得点を合計し、これを[表I]の対応表に照合して、その受験生の平均評定点が導き出され、大学入学者選抜調整中央機関によって志望大学、専門分野別の資格順位が決定される。

以上がアビトゥア試験における評価システムの要点である。

V. まとめ

教科「スポーツ」とアビトゥア試験との関係を明らかにするための前段階作業として、アビトゥア試験の一般的な実施手順や評価方法をKMK諸協定を中心に調べ、おおよそ次の結果を得た。

1. ギムナジウムの校長は、第12・13学年の成績をもとにアビトゥア試験の受験資格の有無を判定し、生徒に通知する。
2. アビトゥア試験のために、試験全体の実施責任を負う試験委員会と各教科の試験に関する事項を取扱う教科別の専門委員会が構成される。
3. 試験科目は、2つの重点教科と2つの基礎コース教科の4科目であり、その中には3つの課題領域のそれぞれから選択された科目が、必ず1つは含まれていなければならない。
4. 評価は、KMK協定による点数システムに基づいて行なわれる。
5. 一般の大学入学資格は、第12・13学年における「基礎コース」、「重点コース」および「アビトゥア試験」の3つの領域の成績を総合し

て判定される。満点は各領域とも300点の合計900点であり、このうち各領域とも100点以上を獲得した受験生には、一般の大学入学資格が与えられる。

6. アビトゥア試験における成績不振によりアビトゥア試験不成立とみなされた受験生には、1度だけ再挑戦の機会が与えられる。
7. アビトゥア試験の平均評定点をもとに、大学入学者選抜調整中央機関によって受験生の志望大学、専門分野別資格順位が決定され、学習の場が配当される。

註

- 註1) 西ドイツの大学制度は、大きく3つに区分される。第1は研究と教授が結合しており、教授資格審査権、学位授与権および大学の自治権を保有している学術的大学群。第2は、芸術・音楽大学群。連邦統計局資料によれば、スポーツ大学はこれに属している(天野, 1978年, p. 309.)が、1979年のノルトライン＝ヴェストファーレン州大学法によれば、ケルン・スポーツ大学は現在は学術的大学群に属している(NRW⁹⁾, s. 24, 1981.)。第3は専門大学群で、かつての技術者学校や高等専門学校が昇格したものであり、職業関連的、応用的方面の教育に力点が置かれている。
- 註2) 「アビトゥア試験協定」は、1973年12月13日に決議され、1974年11月7日に成文化されたが、その後、1978年5月19日に改訂・再成文化されている。
- 註3) 長島は、「西ベルリン文部省が生徒向けに発行しているパンフレット『ギムナジウム上級段階のための道しるべ(1984)』に基づいた論文の中で、「音楽・美術・体育のうちの1科目のみが第3・第4試験科目に選ばれてよい」(長島, p. 314, 316)としているが、これは誤りである。(もともと、同じ論文の他の個所では、「体育など第3試験科目に選ばない科目——」(p. 315)とも記述している)。
- 註4) 口述試験の始まる前の週に、筆記試験3科目の成績が通知される。その際に、試験委員長から3科目のうちの1科目について口述試験の実施が通知されることがある。この通知後、受験生は筆記試験の成績の悪かった科目について、その成績を改善するために2科目(試験委員長から要求されている場合は、その科目の外に1科目)まで口述試験の受験を届け出ることができる。

文 献

- 1) 天野正治：危機に瀕したアビトゥア制度；IDE——現代の高等教育——，(民主教育協会誌)，No. 184，1977年11月号。
- 2) 天野正治：現代ドイツの教育，学事出版，1978年。
- 3) 天野正治：ギムナジウム上級段階の改革とアビトゥア試験の実際；中島直忠編著，世界の大学入試，時事通信社，1986年。
- 4) Burs, Hans-Peter：Schulversuch Sportgymnasium, Durchführung und Ergebnisse am Duisburger Steinbart Gymnasium, Deutscher Sporthochschule Köln, 1974/75., s. 134. (unveröffentlicht)
- 5) KMK¹⁾ (Die Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland)：Vereinbarung zur Neugestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II. (7. 7. 1972.)
- 6) KMK²⁾：Vereinbarung über die Abiturprüfung der neugestalteten gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II. (13. 12. 1973.)
- 7) KMK³⁾：Vereinbarung über die Anwendung einheitlicher Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung der neugestalteten gymnasialen Oberstufe. (6. 2. 1975.)
- 8) KMK⁴⁾：Erläuternde Hinweise zu der Vereinbarung über die Anwendung einheitlicher Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung (23. 5. 1975.)
- 9) KMK⁵⁾：Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung "SPORT". (7. 11. 1975.)
- 10) 長島啓記：ギムナジウム上級段階における学習の形態とアビトゥア試験；中島直忠編著，世界の大学入試，時事通信社，1986年。
- 11) NRW¹⁾ (Der Kultusminister des Landes Nordrhein-Westfalen)：Die differenzierte gymnasiale Oberstufe in der Sekundarstufe II, Informationsschrift für Schüler, Schuljahr 1978/79.
- 12) NRW²⁾：Die gymnasiale Oberstufe, Informationsschrift für Schüler, 1981.
- 13) NRW³⁾ (Der Minister für Wissenschaft und Forschung des Landes)：Handbuch Hochschulen in Nordrhein-Westfalen. 1981
- 14) Rotter, Hartmut：Numerus clausus nach neuem Recht, Verlag Karl Heinrich Bock, 1973.
- 15) 佐藤義雄：アビトゥア試験問題作成の基準；中島直忠編著，世界の大学入試，時事通信社，1986年。
- 16) 竹田清彦・大久保英哲：西ドイツにおける"Sportgymnasium 学校実験"に関する研究，体育学研究第30巻第1号，1985年。
- 17) 竹田清彦・大久保英哲・岡出美則：Steibart Gymnasium における「Sportgymnasium 学校実験」について，筑波大学体育科学系紀要第9巻，1986年。
- 18) 竹田清彦：新制ギムナジウム上級段階における教科「スポーツ」，筑波大学体育科学系紀要第10巻，1987年。
- 19) Wolf, Nobert：Dokumente zum Schulsport——Bemühungen des Deutschen Sportbundes 1950-1974., Verlag Karl Hofmann, 1974.
- 20) 山岸駿介：海外進学事情，西独(1)，朝日新聞，1984年2月24日。
- 21) 山岸駿介：海外進学事情，西独(2)，朝日新聞，1984年2月25日。
- 22) 山岸駿介：海外進学事情，西独(3)，朝日新聞，1984年2月26日。
- 23) Zeitschrift "Der Spiegel"："Wahlkampfthema Numerus clausus；Studienplätze für Alle？"，Nr. 25, 30, Jahrgang, 14, Juni 1976.